

建設委員会規程及び公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設委員会規程及び公印規程の一部を改正する訓令

(建設委員会規程の一部改正)

第1条 建設委員会規程(昭和30年岩手県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等(復興局及び国体・障がい者スポーツ大会局を除く。)及び出納局(以下「部局」という。)の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は県土整備部河川港湾担当技監をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員は、岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等(復興局を除く。)及び出納局(以下「部局」という。)の長をもって充てるほか、必要と認める者を知事が任命する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 幹事長は県土整備部河川港湾担当技監をもって充て、幹事は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>文化スポーツ部文化スポーツ企画室管理課長</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程(昭和30年岩手県訓令第33号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条、第8条関係）					別表（第2条、第8条関係）				
公 印			管 守 機 関	備 考	公 印			管 守 機 関	備 考
種 類	ひな形	大きさ（ ミリメー トル）			種 類	ひな形	大きさ（ ミリメー トル）		
[略]					[略]				
知事印	[略]		法務学事課総括課長並びに本庁各部局等の主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては復興推進課総括課長、 <u>国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長</u> ）		知事印	[略]		法務学事課総括課長並びに本庁各部局等の主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては、 <u>復興推進課総括課長</u> ）	
[略]					[略]				
本庁各部局等長印	[略]		当該部局等の主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては復興推進課総括課長、 <u>国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長</u> ）		本庁各部局等長印	[略]		当該部局等の主管室課及び出納局の管理課長（復興局にあつては、 <u>復興推進課総括課長</u> ）	
[略]					[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。